

## 【高齢者福祉課からのお知らせ】～要介護認定を受けている方の税の申告について～

所得税や住民税の申告の際、以下の要件を満たしている場合、それぞれ控除を受けることができます。

### 障害者控除について

- **身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方**⇒『障害者控除』の対象となります。
- **上記の手帳をお持ちではない方** ⇒身体状況等が一定の条件\*1に該当する方も、**町で発行する「①障害者控除対象者認定書」**の交付により『障害者控除』の対象となります。

※1 **身体状況等の一定の条件**：要介護認定申請の際に提出された主治医意見書の記載内容で、身体障害者または知的障害者の障害程度の判定基準と同程度の障害高齢者または認知症高齢者の日常生活自立度の状態が確認された方です。

### おむつ代医療費控除について

- **初めての方**＝主治医発行の「おむつ使用証明書」により『医療費控除』を受けることができます。
- **2年目以降**＝身体状況等が一定の条件\*2に該当する方のみ、**町で発行する「②おむつ代医療費控除に係る確認書」**の交付により『医療費控除』の対象となります。

※2 **身体状況等の一定の条件**：要介護認定申請の際に提出された主治医意見書に“寝たきり状態”かつ“おむつを要する状態”の記載が確認された方です。

①・②の交付には、**高齢者福祉課で申請が必要**です。必要書類等ご不明な点はお問合せください。

問合せ 高齢者福祉課 介護認定グループ ☎ 21-2119

## 【町民福祉課からのお知らせ①】～年金受給者の方へ～

年金を受けている方が受取口座を変更するときは、届出が必要です。

変更理由	必要な届出	必要書類等
受け取り口座を 変えるとき	受取機関変更届	● 年金証書など基礎年金番号が分かるもの ● 受け取りを希望する口座の預金通帳 ● 印かん（認印可）

※受取機関のうち、貯蓄預金口座および一部のネット銀行では年金の受け取りができませんので、届け出の前にご相談ください。

※受取機関の変更は、日本年金機構において1か月程度時間を要するため、変更前の口座に入金されることがありますのでご注意ください。

問合せ・届出先 町民福祉課 民生年金グループ ☎ 21-2120

## 【町民福祉課からのお知らせ②】～福祉灯油の申請を受付中です！～

冬期間の生活を支援するため、余市町福祉灯油助成事業を実施し、対象となる世帯に灯油等の購入に係る費用の一部を助成します。

### ●対象となる世帯

平成31年1月1日現在、余市町に住所があって在宅している、次の①～③のいずれかに該当する平成30年度町民税が非課税の世帯。

- ① **独居高齢者世帯（70歳以上）**
- ② **重度障がい者世帯（生活保護世帯を除く）**
- ③ **ひとり親世帯（生活保護世帯を除く）**



### ●助成金の額

1世帯につき1万円を助成します。

### ●助成金の申請受付について

受付期間：2月28日（木）まで（土・日、祝日を除く午前8時45分から午後5時15分）  
受付場所：役場1階 民生部窓口

※申請の詳細は、広報よいち1月号および町ホームページでご確認してください。

問合せ 町民福祉課 ☎ 21-2120 または 高齢者福祉課 ☎ 21-2119